

公共交通利用促進事業補助金交付要綱

公共交通利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1章 総則

（目的）

第1条 知事は、県民の生活や観光の二次交通として欠かせない公共交通を守るため、鉄道やバスの利用を促すイベントの開催や、観光客の利便性向上、周遊促進に繋がる取組、モーダルシフトに繋がる取組を行う乗合バス事業者、鉄道事業者、フェリー事業者を支援するための補助金を、予算の範囲内で交付するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- （2）「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。）第2条第2項に定める第一種鉄道事業を経営する者をいう。
- （3）「フェリー事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号。）第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業を経営する者をいう。

第2章 公共交通の利用促進

第1節 地域公共交通利用促進補助金

（交付対象事業者）

第3条 本節における補助金の交付対象事業者は、県内に営業所を有する乗合バス事業者及び鉄道事業者とする。

（交付対象事業）

第4条 本節における補助事業は、乗合バス事業者や鉄道事業者が行う県民の「マイルール・マイバス意識」の醸成とともに地域公共交通の利用促進に繋がる事業とする。

2 交付対象経費及び交付率は、別表1によるものとする。

（対象期間）

第5条 交付対象期間は、令和5年7月6日から令和6年3月11日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条に知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 交付対象事業者等は、第1項に規定する交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

4 規則第3条の知事の定める期日は別に定めるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 交付を受けた補助金については、県民の「マイレール・マイバス意識」の醸成とともに地域公共交通の利用促進に繋がる取組に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事へ報告しなければならないこと。この場合において、知事は、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担(補助)制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けてはならない。
- (6) 徳島県経済飛躍のため中小企業の振興に関する条例の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、各経費相互間において

て、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、交付対象事業の目的を変更しない程度の軽微なものとする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 補助金(変更)所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月11日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- 4 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った交付対象事業者は、第1項の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。

- 5 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第3号により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、交付対象事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた交付対象事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 交付対象事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは補助金請求書(様式第6号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数とする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

第2節 観光交流による公共交通利用促進補助金

(交付対象事業者)

第17条 本節における補助金の交付対象事業者は、県内に営業所を有する乗合バス事業者及び鉄道事業者とする。

(交付対象事業)

第18条 本節における補助事業は、乗合バス事業者及び鉄道事業者が行う、公共交通を利用して徳島県内を移動する観光客の利便性向上や周遊促進に繋がる事業とする。

2 交付対象経費及び交付率は、別表2によるものとする。

(対象期間)

第19条 交付対象期間は、令和5年7月6日から令和6年3月11日までとする。

(補助金の交付申請)

第20条 規則第3条の交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条に知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 交付対象事業者等は、第1項に規定する交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

4 規則第3条の知事の定める期日は別に定めるものとする。

（交付の条件）

第21条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 交付を受けた補助金については、公共交通を利用して徳島県内を移動する観光客の利便性向上や周遊促進に繋がる取組に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事へ報告しなければならないこと。この場合において、知事は、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担（補助）制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けてはならない。
- (6) 徳島県経済飛躍のため中小企業の振興に関する条例の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（軽微な変更）

第22条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、交付対象事業の目的を変更しない程度の軽微なものとする。

(変更の承認の申請等)

第23条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 補助金(変更)所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第24条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月11日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った交付対象事業者は、第1項の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。

5 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第3号により、速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、交付対象事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第25条 規則第12条の規定による通知を受けた交付対象事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第26条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第27条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 交付対象事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは補助金請求書(様式第6号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第28条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第29条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数とする。

第30条 第16条の規定は本節においても準用する。

第3節 モーダルシフト推進補助金

(交付対象事業者)

第31条 本節における補助金の交付対象事業者は、県内に営業所を有するフェリー事業者とする。

(交付対象事業)

第32条 本節における補助事業は、経済的な負担からフェリーを敬遠して高速道路等を通行しているバス・トラックなどに対して行う、高速道路利用からフェリー利用へのモーダルシフトの推進に資する事業とする。

2 交付対象経費及び交付額は、別表3によるものとする。

(対象期間)

第33条 交付対象期間は、令和5年7月6日から令和6年3月11日までとする。

(補助金の交付申請)

第34条 規則第3条の交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条に知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 補助金所要額調書

- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は別に定めるものとする。

（交付の条件）

第35条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担（補助）制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けてはならない。
- (2) 徳島県経済飛躍のため中小企業の振興に関する条例（平成20年徳島県条例第17号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（軽微な変更）

第36条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、交付対象事業の目的を変更しない程度の軽微なものとする。

（変更の承認の申請等）

第37条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更（中止・廃止）計画書
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 補助金（変更）所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第38条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月11日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第39条 規則第12条の規定による通知を受けた交付対象事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第40条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第41条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(準用規定)

第42条 第16条の規定は本節においても準用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表 1

| 対象事業者 | 対象経費 | 対象事業の基準及び交付率等 |
|---------------|---|---|
| 乗合バス事業者、鉄道事業者 | 県民の「マイレール・マイバス意識」の醸成とともに地域公共交通の利用促進に繋がる事業に必要な経費 | 1. 公共交通の利用への転換を促す情報発信や利用促進イベントの実施等の県民の「マイレール・マイバス意識」を醸成するとともに地域公共交通の利用促進に繋がる事業に要する経費。（高速バスは除く。） 補助率：2 / 3 以内 上限額：15,000千円 |

別表 2

| 対象事業者 | 対象経費 | 対象事業の基準及び交付率等 |
|---------------|--|---|
| 乗合バス事業者、鉄道事業者 | 公共交通を利用して徳島県内を移動する観光客の利便性向上や周遊促進に繋がる事業に必要な経費 | 1. 事業者間の連携による企画乗車券の造成等の公共交通を利用して徳島県内の複数の圏域※を移動する観光客の利便性向上や周遊促進に繋がる事業に要する経費。 補助率：10 / 10 以内 上限額：1事業につき10,000千円 |

※圏域は、以下の3つの区域とする。

東部圏域：徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

南部圏域：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

西部圏域：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

別表 3

| 対象事業者 | 対象経費 | 対象事業の基準及び交付率等 |
|---------|----------------------|--|
| フェリー事業者 | モーダルシフトを推進するために必要な経費 | 1. フェリーを活用したバス・トラックなどのモーダルシフトの推進に資する運航を行うために要する経費。 モーダルシフトを行ったバス・トラックなどの車両1台あたり13千円に燃料油価格変動調整金を加えた額以内 |

様式第1号（第6条、第20条関係、第34条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所
名称

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

公共交通利用促進事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規程により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 誓約書
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

徳島県知事 殿

誓 約 書

住所

名称

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

当社は、公共交通利用促進事業補助金の申請を行うにあたり、次の内容について、すべて誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

| | |
|---|--------------------------|
| 当社は、補助対象事業者としての申請要件を満たすほか、その他の申請要件を全て満たしています。 | <input type="checkbox"/> |
| この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担（補助）制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けていません。 | <input type="checkbox"/> |
| 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。 | <input type="checkbox"/> |
| 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。 | <input type="checkbox"/> |
| 補助対象となっている物品の調達や公示の見積書作成・契約に際し、不正はありません。取得財産や経理等関係書類については、要領に基づき適切に整備保管・管理します。 | <input type="checkbox"/> |
| 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業 (2)総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (3)暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 (4)その他前各号に準ずる者 | <input type="checkbox"/> |
| 当社（個人である場合私）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 | <input type="checkbox"/> |
| この誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。 | <input type="checkbox"/> |
| 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報を公表されることに同意します。 | <input type="checkbox"/> |

様式第3号（第7条、第10条、第21条、第24条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

公共交通利用促進事業補助金交付要綱（第7条・第10条・第21条・第24条）の規定により、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 規則第12条の規定に基づく補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

公共交通利用促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、公共交通利用促進事業補助金交付要綱（第9条・第23条・第37条）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助事業の交付指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- (1) 事業変更（中止・廃止）計画書
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 補助金（変更）所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

様式第5号（第10条、第24条、第38条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

公共交通利用促進事業補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 補助事業の交付指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) その他知事が必要と認める書類

4 事業完了年月日

年 月 日

5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

